

農業委員会定例会 4月

1. 開催日時 令和2年4月20日 午後1時35分～
2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室
3. 欠席委員 なし
4. 議事日程
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（知事処分）
 - 議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
 - 議案第4号 農地改良に係る届出について
5. その他
6. 会議の概要

事務局長

定例会開催の前に少しお時間を頂戴して、挨拶をさせていただきます。4月1日付で農林水産課課長に命ぜられたと申します。よろしくお願ひします。新型コロナウイルス感染症の関係で町内の行事や会議の開催が中止や延期、書面議決での対応になっておりますが、農業委員会総会につきましては、委員が参集して審議することが原則になっております。今回は席の距離をとり換気をして行っております。皆さまご理解ご協力の程お願ひいたします。

ただいまから定例会を開催したいと思います。議事につきましては、会長に進行をお願いします。

議長

こんにちは。新しく課長からご挨拶がありました。前任の課長には大変お世話になりました。これからは同じ農林水産課の課長が昇任となり、農業委員会事務局長として我々をご指導いただく形になりますので、よろしくお願ひいたします。課長の挨拶及び2番委員からもご指摘をいただいたように、新型コロナウイルス感染症の関係で広い場所での開催になります。若干発言が聞き取りづらい点はございますがご容赦ください。また、時間を差し置いてできるだけ早く終わるように進めていきますので、よろしくお願ひいたします。

本日の議事録署名人ですが、1番委員、2番委員をお願いします。

議案の審議に入る前に、先月意見集約をかけていました案件について、事務局から説明をお願いします。

事務局

先月の定例会で、農業振興地域整備計画の変更について、意見があれば事務局までいただくこととしましたが、この案件に対して意見はなかったことをご報告します。

議長

この件についてご異議がないということでございますので、適当であるものとします。

それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番と3番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

1番は、在住のさん所有の
字 番 畑 331 m² について

3番は、在住のさん所有の
字 番 畑 707 m² について

■■■■番地の■■■■が譲り受け、申請地ではオリーブを栽培する計画となっています。■■■■の現在の経営規模は 166,517.29 m²で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 ■■■■の担当である■■■さんから連絡がありました。相手方の意向で別段問題はありません。

職務代理 3番の■■■地区に関しまして、一連の事業開発の流れになりますので問題はありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、■■■在住の■■■■さん所有の■■■字■■■番畑 789 m²について■■■番地の■■■さんが譲り受け、申請地ではオリーブを栽培する計画となっています。■■■さんの現在の経営規模は 1,508 m²で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 ■■■■に勤務している■■■さんからこの土地に関して連絡がありました。この畑は軽トラックが進入できない場所にあるため、所有者が隣接地を所有する■■■さんに利用に関して依頼したものです。依頼者の意向を受け、■■■さん自ら耕作するとのこと。■■■さんはオリーブ以外の耕作で利益を考えてはいないが、きちんと畑の耕作をされるので問題はあ

りません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

事務局 申請地の補足ですが、R2. 4. 30 まで譲受人と利用権設定がされており、3 条許可は R2. 5. 1 以降となります。

議長 4 月末で（利用権設定は）切れますね。わかりました。ご異議がないよう
でございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第 1 号（農地法第 3 条の規定による許可申請）の 4 番と、順番
がかなり前後しますが、議案第 3 号（農用地利用集積計画（利用権設定）
の 17 番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 1 号の 4 番は、■■■■ 在住の■■■■ さん所有の
■■■■ 字 ■■■■ 番 ■■■■ 畑 192 m² について
議案第 3 号の 17 番は、同じく■■■■ さん所有の
■■■■ 字 ■■■■ 番 ■■■■ 畑 1,083 m² と
■■■■ 字 ■■■■ 番 ■■■■ 畑 57 m² の計 2 筆 1,140 m² について
■■■■ 番地 ■■■■ の■■■■ さんが、議案第 1 号の 4 番については譲り受
け、議案第 3 号の 17 番については新たに借り受けるものです。
議案第 1 号の 4 番の申請地では、柿、梅を栽培する計画となっています。■■■■
■■■■ さんの現在の経営規模は 0 m² ですが、今回の所有権移転と貸借で計 1,332
m² となり、5 アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第 3 条第 2 項
の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと思います。
議案第 3 号の 17 番の申請地では、ミカンを栽培する計画で、期間は 5 年間
の使用貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たし
ているものと思います。
補足になりますが、議案第 3 号の 17 番は R2. 7. 1 から利用権設定すること
としており、議案第 1 号の 4 番の 3 条許可は R2. 7. 1 以降となります。

議長 この案件につきまして、■■■■ に関しては私の案件になります。

現場確認をしたところ、柿2本と梅1本が植えてありました。将来的に畑として残らないと危惧していましたが、(議案第3号の)17番も出ており全然問題がないと考えております。

(議案第3号の17番について)残りを9番委員、補足説明をお願いします。

9番委員 ■■■の■■■地区でミカンを植える予定になっておりますが、現在すでにミカンの栽培がされております。渡人の■■■さんと受人の■■■さんは、祖父と孫の関係にあります。■■■さんは休日こちらにいる場合は必ず農作業を手伝っており、問題はありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 5番は、■■■在住の■■■正さん所有の
■■■字 ■■■番 ■畑 282㎡ と
■■■字 ■■■番 ■畑 284㎡ の計2筆486㎡について
■■■番地 ■■■の■■■さんが譲り受け、申請地ではオリーブを栽培する計画となっております。■■■さんの現在の経営規模は2,773.18㎡で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと思います。

議長 この案件も私が担当になります。■■■の入り口で、■■■が整備をしている隣(が対象地)になります。将来的にいろいろな構想がある中で、とりあえずオリーブの生産をするために申請が上がっております。本人からも連絡がありました。非常にきれいにされておりますので、将来的には核となる■■■の一角として開発しているところではあります。
この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■■字 ■■■■番 ■■■■畑 109㎡ について
■■■■番地 ■■■■の■■■■さんが、申請地北側の宅地（■■■■
245.10㎡）を拡張するための転用申請となっています。
■■■■さんは、現在妻と子どもの3人で暮らしていますが、持ち家が老朽化してきたことから、妻の実家に近い計画地に住宅を建築することとし、申請地を選定しています。
転用に係る造成については、約1.735メートルのコンクリート擁壁を設置し、花崗土で約1.735メートル盛土を行う計画となっています。また、雨水についてはため枡を設置し、汚水については合併浄化槽を設置し、いずれも東側町道側溝に排水する計画となっています。
申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準について、特に支障になるものは無いと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 この図面を見ていただきますと■■■■■にととても古い家があり、■■■■さんが購入しましたが、家の面積が狭いため、宅地の前にある畑を宅地に変えたいと申請がありました。付近では唯一の畑ではありますが、この転用は致し方ないと考えております。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番から3番と7番、11番について、3番委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。

【3番委員退席】

それでは、本件は関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

1番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■字■■■番■■田 681㎡ について
2番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■字■■■番■■田 289㎡ について
3番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■字■■■番■■田 704㎡ について
7番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■字■■■番■■田 769㎡ と
■■■字■■■番■■田 419㎡ の計2筆1,188㎡について
11番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■字■■■番■■田 350㎡ について
■■■■番地■■の■■■■さんが、1番、3番、11番は再度借り受け、
2番は新たに借り受け、7番は引き続き借り受けるものです。
1番の申請地では、ニンニクを栽培する計画で、期間は5年間
2番の申請地では、野菜を栽培する計画で、期間は2年間
3番の申請地では、ブロッコリーを栽培する計画で、期間は3年間
7番の申請地では、水稻を栽培する計画で、期間は3年間
11番の申請地では、ウメを栽培する計画で、期間は10年間の
いずれも賃貸借となっています。本貸借について、農業経営基盤強化促進
法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長

■■■■以外の地元委員さん、この件について補足説明がございましたらよろしくお願いいいたします。

2番委員

1番でございますが、事務局から再度の申請とありましたが、(利用権設定の期間が切れて) ちょっと期間が空いてしまったため新規の申請となります。現場は非常にきれいに管理されており、問題はありませんでした。以上です。

1番委員

3番は2番委員が1番で説明した通り、新規扱いになっております。2番

は3番の隣接地で新規となっておりますが、問題はありません。

議長 7番と11番に関しては再・更新の申請ですので、問題はないと思います。
この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

【3番委員着席】

3番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番について、
事務局から説明をお願いします。

事務局 4番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■■字■■■■信■■■■番畑 534㎡ について
■■■■番地■■■■の■■■■さんが、引き続き借り受けるものです。
申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は3年間の使用貸借となっ
ています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし
ているものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 この圃場ではオリーブの果実ではなく苗を中心に育てております。更新で
るので、別に問題はありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の5番について、
事務局から説明をお願いします。

事務局 5番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■字 ■■■■番 ■■■畑 640㎡ について
■■■■番地 ■■■の■■■■さんが、新たに借り受けるものです。
申請地では、ブドウを栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 ここの圃場はガラスハウスで、受人の■■■さん曰く、「自身は農家ではないため通常の間額である1反10万円から15万円で借り受けることはできません。あくまで家庭菜園の延長でガラスハウスを借り受けます。」とのこと。畑を荒らすわけではないので問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の6番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 6番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■字 ■■■■番 ■■■畑 447㎡ と
■■■字 ■■■■番 ■■■畑 1,187㎡ の計2筆1,634㎡について
■■■■番地 ■■■の■■■■さんが、再度借り受けるものです。
申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理	この案件に関しましては、新規とありますが以前からの借り受けの更新となります。場所としましては■■■■の一つ山を越えた開発地で、周辺のうちのほとんどが荒地でここだけ作っており、問題ありません。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の8番から10番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	8番は、■■■■在住の■■■■さん所有の ■■■字■■■番■田 299㎡ について 9番は、■■■■在住の■■■■さん所有の ■■■字■■■番■田 520㎡ について 10番は、■■■■在住の■■■■さん所有の ■■■字■■■番■田 248㎡ について ■■■■番地の■■■■さんが、新たに借り受けるものです。 申請地では、水稻を栽培する計画で、期間は5年間の使用貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
3番委員	■■■■地区で耕作が大変な場所ではありますが、作っていただくということでありがたいことでもあります。別に問題ございません。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の12番について

て、事務局から説明をお願いします。

事務局

12番は、■■■■在住の■■■■さん外1名所有の

■■■■字■■■■番田 309㎡と

■■■■字■■■■番田 383㎡と

■■■■字■■■■番田 541㎡の計3筆1,233㎡について

■■■■番地■■■■の■■■■さんが、新たに借り受けるものです。

申請地では、水稻を栽培する計画で、期間は3年間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

5番委員

■■■■さんについてですが、先月も2件■■■■の方で議案があった、■■■■さんと■■■■さんと同じ農業グループで、農薬を使わずに不耕起栽培で米を栽培するために準備をしているとのこと。圃場に関しては現在草も刈ってきれいに準備しており問題はありません。

議長

先月も出ており無農薬でされる方だそうですね。この件について意見はありますか。

■■■■地区の委員さんはこの農業グループのことはわかりますか。

9番委員

島外から来た人たちではありませんか。

議長

果樹関係も少しされている移住者のグループがあり、米も無農薬栽培を挑戦されています。果樹に関して私が知る限りでは、■■■■で1名、■■■■でもオリーブの無農薬栽培を挑戦される方がおり、(無農薬栽培をされる)グループかと思います。どこまでできるか皆様も注視して、よいものができるか、収量が上がるか確認をお願いします。他に何かございませんか。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第3号(農用地利用集積計画(利用権設定))の13番と14番

について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

13番は、■■■■在住の■■■■■■■■■■さん所有の
■■■■字■■■■番田 539 m² について

14番は、■■■■在住の■■■■さん所有の

■■■■字■■■■番田 677 m² について

■■■■■■■■■■番地の■■■■さんが、13番については再度借り受け、14番については新たに借り受けるものです。

申請地では、水稻を栽培する計画で、期間は6年間の使用貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

8番委員

13番については再となっておりますように、以前からコシヒカリを作っています。特に問題はありません。

また14番につきましては、所有者の娘婿が■■■■から来て作っていましたがなかなか管理が行き届かないということがあり、(14番の)すぐ上に田を借りてコシヒカリを作っている■■■■さんに頼んで今回の申請となりました。こちらも特に問題ありません。

議長

この件について意見はありますか。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第3号(農用地利用集積計画(利用権設定))の15番と議案第4号(農地改良に係る届出)について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第3号の15番は、■■■■在住の■■■■■■■■■■さん所有の

■■■■字■■■■番田 1,068 m² と

■■■■字■■■■番田 472 m² の計2筆1,540 m²について

■■■■■■■■■■番地の■■■■さんが、新たに借り受けるものです。

申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は10年間の使用貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議案第4号は、先ほど農地を借り受けることとした■■■さんが、先ほどの借り受ける農地について、高さ最大2.0メートルの盛土を実施する計画です。

届出地にオリーブを栽培することとしているため、田に客土をするもので、農地改良の届出にあたって、被害防除計画のとおり利用すること及び万一改良によって付近の土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合に、改良事業者及び当事者間で誠意をもって解決する旨の確約書の添付もいただいております。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

9番委員 この土地は以前、■■■さんが田を作っていましたが、高齢のため耕作面積を減らそうと考えていました。所有者の■■■さんも田の耕作はできないため、受人の■■■さんがオリーブの栽培をすることになりました。ただ田のままでは土地がぬかるんでいるため土地を上げるということです。特に問題はありません。

議長 この件について意見はありますか。
2m上げてもかなり低いではありませんか。

9番委員 道に比べるとかなり低くなります。(原因の)一つは田を挟んで道があるためです。道があつて違う田があつて、(該当の)田があり、少し奥まった所になります。そのため、かなり低くなっております。
地上げに関しては、ここに記載されている通りにされるはずですが、土木建設会社なのでどうにかされると考えています。

議長 事務局に質問です。もし、工事を途中でやめた場合、元の状態に戻すよう確約はされていますか。

事務局 途中でやめてしまった場合の確約の記載はありませんが、周辺の土地に被害が及ぶ場合は当事者間で解決するようになっています。

議長 受人の■■■さんには後継者はいますか。契約期間は10年となっておりますが■■■さんは高齢だったと思います。

9番委員 あそこは娘さんばかりですが、娘婿が手伝いをされています。娘婿の■■■
■■■さんは畑作業のほうが多く、あまり土木建築会社の仕事はされて
ないようです。

議長 それでは、問題ないと思います。
この件について他に意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の16番について、
事務局から説明をお願いします。

事務局 16番は、■■■在住の■■■さん所有の
■■■字■■■番■■■田 634㎡ について
■■■番地の■■■さんが、引き続き借り受けるものです。
申請地では、水稻を栽培する計画で、期間は2年8月間の賃貸借となっ
ています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし
ているものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

9番委員 この畑は何年か前から耕作されており問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の18番と21番

と23番について、5番委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。

【5番委員退席】

それでは、本件は関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

18番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■字■■■番畑 1,253 m² について

21番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■字■■■番畑 679 m² について

23番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■字■■■番田 443 m² と
■■■字■■■番田 773 m² の計2筆1,216 m²について

(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■番地■■■の■■■■さんに貸し付けるものです。

18番と21番の申請地では、柑橘を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。23番の申請地では、野菜を栽培する計画で、期間は10年間の使用貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員

18番、21番の両地ともミカンが植えられているため、すぐに収入になるので問題ありません。

議長

23番については5番委員が担当しているところになります。この件について意見はありますか。

■■■■さんは農業をやめられるんですか。

7番委員

次々耕作面積を減らしているようです。

議長

年齢もありますし、心臓も手術されているそうです。

1 番委員 ブドウなどを植えられたので、本人は農業をする意欲はあります。

議長 この件について他に意見はありますか。

委員一同 ありません

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

【5 番委員着席】

5 番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。
続いて、議案第 3 号（農用地利用集積計画（利用権設定））の 19 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 19 番は、 在住の さん所有の
 字 番 畑 272 m² と
 字 番 畑 218 m² の計 2 筆 490 m² について
（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借
入希望者である 番地 の に貸し付けるもので
す。
申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は 10 年間の賃貸借となっ
ています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たし
ているものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1 番委員 これも新規とありますが、（この土地に関して）5 年程前に が
荒地を借り受けてオリーブを栽培しており、木もかなり成長しています。
（農地機構さん、）更新ですよ。

専門員 更新です。

1 番委員 更新であり、農地機構が間に入っただけなので、別に問題ありません

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の20番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 20番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■字 ■■■番 ■畑 1,433㎡のうち273㎡ について
（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借
入希望者である■■■■番地の■■■■に貸し付けるもので
す。
申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっ
ています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし
ているものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 圃場の現地確認をしたところ、古いオリーブが植えられており、農地機構
を介した更新になるため別段問題はありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の22番について、
事務局から説明をお願いします。

事務局 22番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■字 ■■■番 ■畑 872㎡ について
（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借

入希望者である■■■■番地■の■■■■さんに貸し付けるものです。
申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 新規となっておりますが、既にオリーブを耕作しているところになるため別に問題はありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の24番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 24番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■■字 ■■■■番 ■■■■畑 472㎡ について
（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■番地の■■■■さんに貸し付けるものです。
申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は10年間の使用貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

6番委員 この畑は元々オリーブが耕作されてきました。（当初からこの申請がされるまでの）間は確認とれていませんが別に問題はありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
議案の審議はこれで終わりましたので、いったん定例会を閉会します。
それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。

職務代理 お疲れ様でした。皆様ご承知の通り、日本中が新型コロナウイルス感染症
で騒がれております。小豆島にいる間はと考えておりましたが、ここにき
て心配な状況となっております。皆様、新型コロナウイルス感染症にかか
らないようご留意いただけたらと思います。
これで定例会を閉会とします。

閉 会 午後2時23分

議 長 会長

議事録署名人 1 番

議事録署名人 2 番